

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務契約書

滋賀県道路公社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、道の駅「びわ湖大橋米プラザ」における運営・管理業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、道の駅「びわ湖大橋米プラザ」（以下「本施設」という。）における運営・管理業務を乙に行わせることについて必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 乙は、法令、本契約、別紙仕様書および公募時に提出した書類その他甲が承認した事項に従い、本施設を適正かつ効率的に運営・管理しなければならない。

（業務内容）

第3条 乙が実施する業務は次のとおりとする。

- （1）営業業務
- （2）案内業務
- （3）施設管理業務
- （4）防災・危機管理業務
- （5）その他甲が必要と認める業務

2 前項に掲げる業務の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（営業）

第5条 営業時間および休館日は、公募時の提案内容を基本とし、変更する場合は事前に甲の承認を受けるものとする。

（販売価格等）

第6条 第3条第1項第1号から第4号における本施設でのサービス、商品等

の具体的な手法および販売価格等は、乙が設定するものとし、その設定内容について、事前に甲に報告するものとする。ただし、本施設の公共性を踏まえ、著しく不相当と認められる場合は甲乙協議するものとする。

(営業料)

第7条 乙は、本施設の運営を行う対価として、甲に営業料を支払うものとする。

2 営業料は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 固定営業料 年額18,000,000円

(2) 変動営業料 月額売上額に●%を乗じて得た額

3 前項第2号の月額売上額は、本施設における物品販売、飲食の提供その他本施設の運営により乙が売り上げた総額とする。ただし、消費税および地方消費税相当額を除くものとする。

4 固定営業料は、年額を12回に均等分割し、毎月末日までに納付するものとする。

5 変動営業料は、乙は毎月の売上額を翌月15日までに報告し、消費税および地方消費税相当額を加算した額を末日までに納付するものとする。

6 乙は、甲が売上額を確認するために必要な帳簿、会計書類その他の資料を提出しなければならない。

7 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿その他関係書類を調査することができる。

(施設・設備の共益経費)

第8条 乙は、運営・管理に伴う光熱水費等の経費のうち、別紙仕様書に基づき乙が負担すべき金額を、毎月、甲が発行する請求書により、期日までに納付しなければならない。

(契約保証金)

第9条 乙は、契約締結日までに契約保証金として固定営業料の100分の10以上を甲に納付しなければならない。

2 甲は、契約期間の満了、契約の解約または解除により契約が終了した場合、乙が甲に対して負担する一切の債務を差し引いた残額を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子は付さないものとする。

(業務実施義務)

第10条 乙は、関係法令および別紙仕様書に基づき、誠実かつ善良なる管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、運営・管理状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第26条および第27条の規定は、再委託先において準用する。

(報告義務)

第12条 乙は、本施設で行う業務に関する事業報告および収支報告を、年度ごとに甲に報告するものとする。この報告は、毎年度の終了後に速やかに行うものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて次の事項を報告しなければならない。

- (1) 売上状況
- (2) 利用者数
- (3) 業務実施状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(施設・設備の維持)

第13条 施設および設備の管理区分は別紙仕様書のとおりとする。

2 乙は、自己の管理区域について善良な管理者の注意をもって、保守点検を行い、適正に維持管理を行わなければならない。

(施設・設備の修繕)

第14条 乙が管理する区域において、1件50万円以下の修繕を行う場合、その費用は乙が負担するものとし、50万円を超える場合は、甲が費用を負担するものとする。

2 乙は前項における修繕を行った場合、甲に報告しなければならない。

(施設の改装等)

第15条 乙は、本施設の改装等を行うときは、あらかじめ甲と協議し、その

承認を得なければならない。

(器具・備品等の設置)

第16条 運営・管理に必要な器具、備品等の設置は乙が行うものとする。

(立入検査)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、本施設へ立ち入り、本施設の維持管理状況、利用者への対応状況等および帳簿その他必要な書類を調査することができる。

(是正措置の指示)

第18条 甲は、次の事項について、乙に対し適切な措置を講じるよう指示を行うことができる。

(1) 前条の立入検査の結果、改善を要する事項があると認められるとき。

(2) 前1号のほか、本契約に違反していると認められる事項があるとき。

2 乙は、前項による指示を受けたときは、速やかに適切な措置を講じ、その結果を甲に報告しなければならない。

(業務の休止)

第19条 甲は、必要があると認めたときは、あらかじめ乙に通知の上、業務を休止させることができる。

2 甲は、乙が業務に関する法令の規定に基づき行政庁から業務の停止を命じられたときは、当該業務の停止期間中、乙の承諾を得て乙以外の者に業務を行わせることができる。

3 乙は、前1項および2項により業務を休止したことにより損失が生じた場合でも、その損失を甲に請求することはできないものとする。

(異常・異変時における協力)

第20条 乙は、本施設内で道路の異常や異変等、管理上、重大な事由の発生を予見または発見したときは、直ちに甲に通報するとともに、関係機関にも通報し適切な措置を講じなければならない。

(解約の申し入れ)

第21条 乙の都合により契約期間中に本契約を解約しようとするときは、契約を解除したい日の3か月前までに、その旨を甲に通知しなければならない。

(契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約条項に違反したとき
- (2) 業務遂行が著しく不相当と認められるとき
- (3) 財務状況の悪化等により業務継続が困難と認められるとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (5) その他、契約を継続することが困難と認められるとき

(原状回復)

第23条 乙は、契約期間が満了したとき、または甲から契約を解除されたときは、甲の指定する日までに、乙の負担により施設を原状に回復し、速やかに明け渡さなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団排除)

第25条 乙は、滋賀県暴力団排除条例の趣旨を遵守し、暴力団等反社会的勢力に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別添）を守らなければならない。

(秘密保持義務)

第27条 乙は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(協議事項)

第28条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年(2027年) 月 日

甲 住 所 大津市松本一丁目2番1号
氏 名 滋賀県道路公社
理事長 平松 良哉 印

乙 住 所
氏 名 印

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県道路公社が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（安全確保の措置）

第3 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用および提供の禁止）

第5 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

第7 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、業務終了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（業務に従事する者への周知および監督）

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

第9 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指示）

第10 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

第 11 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第 12 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。